

(「金融・経済講演会 in あさひかわ」講演要旨)

気をつけよう！ 金融トラブル

日時：2008年7月13日(日) 14:00～15:30

場所：旭川市大雪クリスタルホール

講師：ふじ合同法律事務所 弁護士 **住田裕子** 先生

(契約とは？むずかしいもの？) つぎのような情景から。

- 1 - 1 店員「いかがですか」客「いいねえ」店員「人気商品でこれが最後なんです」
客「確かにいいねえ」店員「今日にでも売れてしまいますよ」
客「うん。そうかもしれないね」店員「それじゃあ、お取り置きしておきますから」
客「うーん」「・・・」

さあ、契約は成立しているのでしょうか？

契約は、「意思の合致」すなわち、申し込みがあってそれに承諾することで成立します。

そうすると、客の「うーん」がポイントですね。頭を縦にうなづけば、YES、承諾ですが、首を横に振ってううんといえ、NO ありませんということです。日本語は曖昧です。悪徳業者、強引な業者は、曖昧なところにつけこみます。返事は、はっきりと。いらぬときは、特に、誤解の生じないように毅然と断りましょう。

次の光景はどうでしょうか？

- 1 - 2 友人「この車買ってくれない？」私「いくらで？」
友人「50万円ほしいけど、40万円でいいよ」
私「それじゃー今お金ないから月末にね」友人「わかった」
ところが、友人は、50万円で買いたいという別の人間に売ってしまった。

さあ、私との契約は成立しているのでしょうか？口約束なんです。

答えは、・・・口約束でも、友人間でも、意思の合致があるので、成立しています。

そうすると、別の人間との契約は成立しているのでしょうか？実は、これも成立しているのです。では、友人の行為に問題はあるのでしょうか？高い方に売っただけでしょうか？ いえいえ、大きな問題です。まず、私との契約は、約

束違反・債務不履行で、損害賠償の責任が発生します。また、契約成立で本来は私のものになっているのに勝手に他人に売ってしまった、という刑事責任にも問われかねません。ですから、いったん成立した約束は、守らなくてはなりませんし、もし、他の人に高く売りたいければ、いったん私との契約を解消するための申し入れをすべきでしょう。

次の問題です。

- 1 - 3 申し込まないのに書籍らしい包みが送られてきました。1週間経過すると買ったとみなすとあるのですが？
14日、7日で返還請求権なし

買ったとみなされるので、代金を払わなければならないのでしょうか？契約の成立のために、「承諾」をしていますか？そんなことを勝手に、送り主がみなしても、意味はありません。私が承諾しない限り、契約は成立していないのです。それにもかかわらず、このようなことで代金を払えというのは、悪徳業者です。払う必要はない。といっても、送ってきたものをどうしたらよいでしょうか？特定商取引法では、このような場合（ネガティブ・オプション）について、商品が送られた日から14日間、業者に引き取りを請求した場合は、その請求した日から7日間、のいずれか早い方が経過した後は、業者は、返せといえない、としています。ですから、放置しておきましょう。そうすると、2週間経過したら、あなたのもの、になりますよ。好きに処分ができるのです。なお、業者に連絡することは、あまりお勧めしません。あなたの住所・氏名も確定していないままめったやたらに送りつけているのですから、あなたの大事な個人情報を知らせてしまうことになりますからね。

次は、(契約の当事者・本人は誰?)という問題です。

- 2 - 1 友人が「クレジットで電気製品を買いたい、住所の関係でクレジット契約ができないので、代わってほしい、迷惑はかけない」と言ったので、私の名義と銀行口座を貸した。最初の数回は引落分についてきちんと友人から口座に振込があったが、その後、途絶えて行方不明だ。クレジット会社に事情を話して、私からの口座引落しはやめてもらえるか？

さて、契約の当事者は誰でしょうか？実際に友人が買って、使って、支払もしていたのだから、友人が買った本人で、責任を持つべき、といたいところですが、あなたは、名義を貸すことを承知したこと（名義貸し）によって、当事者は、残念ながら、あなたなのです。今後、支払をしなければ、なりません。もちろん、友人があらわれたら、その支払分の請求はできますが、とりっぱぐれのおそれは大きいでしょう。名義だけ、と軽い気持ちかもしれませんが、契約上は、立派な当事者です。

- 2 - 2 知らない人間が私のカード番号を聞き知って、クレジット契約をしたらしい。クレジット会社に言えば、引き落としをやめてもらえるか？

この場合の契約の当事者は？承諾していませんね。盗まれたのですから、買った当事者ではありませんから、支払う責任もありません。これが証明できたら、という前提付きです。サインなら、なんとか私のサインではない、と証明できそうですが、暗唱番号だったら？なかなかむずかしいですよ。ですから、カードの管理だけでなく、暗唱番号の管理もしっかりと。

次です。(契約を結ぶつもり = 意思はあったか？誤解はないか？)

- 3 - 1 値札を読み違えて20万円の商品を2万円と思って購入申し込みをしてしまった。取り消せるか？

さて、契約は、意思の合致が必要といたしましたが、この「意思」に錯覚や誤解があると(錯誤といいます)、双方の意思自体に食い違いがあるので、契約は、成立していません。無効です。とはいえ、重大な過失があれば、民法は、無効とはしてくれないのです。0の読み間違いもありそうですが、漢字でもしっかり記載されているのを読み落とすなど、重大な落ち度があれば、だめです。やはり、商品の価値・価格など、しっかりと確認して。

- 3 - 2 携帯電話の契約料が0円(ただ)なので、すぐに契約した。しかし、通話料はけっこう高いような気がするが？

悪徳業者は、誤解を誘って商品を買わせようとします。錯誤で無効となりますが、そもそもそのような広告の表示をする方が問題でしょう。不当な広告の表示をしないように、公正取引委員会では、監視をし、業者に指導しています。もし、広告に問題があるなら、各地の窓口や消費者センターに相談してください。

- 3 - 3 インターネットでメール送信や商品購入。一度入力した後の確認画面の意味は？

気づかれたことがありますか？一度、キーを押しても、確認画面が出てきて、再度、キーを押さないと、確定しないのです。押し間違いや勘違いが生じ勝ちな電子機器による商取引の特則です。

- 3 - 4 インターネット広告で詳しく見ようと思って1回クリックしたら、「購入をお受けしました。代金はこちらにお振り込みください」と画面にでた。払うべき

か？

この手口は法律的に二つの問題があります。1つは、見ようと思ってクリックしただけ。すなわち、契約を成立させる意思はなかった、ですから、契約は成立していないのです。二つ目、電子機器による取引ですから、1回のクリックでは契約は成立しない、これをワンクリック詐欺といいます。はまらないようにしましょう。最近、「この規約に承諾しますか」というキーを押させて、2回クリックさせる手口が広がってきました。

ツークリック詐欺です。いずれにせよ、契約を成立させる意思がないので、代金を払う必要はまったくありません。また、返信も絶対にやめましょう。大事な個人情報、悪徳業者の手にわたってしまいます。この場合、放置が、最大の対策です。

(自由な意思はあったか？強制はなかったか？思わぬ不意打ちのときのokは？)

- 4 - 1 浄水器の訪問販売が来た。脅し半分の上手なセールストークがいつまでも続きそう。用事もあり、そろそろ帰って欲しかったので、根負けして購入の契約に判を押した。しかたがないか？
- 4 - 2 通行中、手相をみてあげると声をかけられた。これはむずかしい相だ、別のところで師匠にみてもらおうと連れて行かれ、そこで、危険が迫っていると脅してきた。
その災難を逃れるために、効果的なものがあると言うので買ってしまっただが？
- 4 - 3 デートに誘われた。連れて行かれたら、なんと、エステの勧誘でつい？？

それぞれ、当初は、売りつける意図を隠し、強引な押しつけや恐怖感を抱かせた上での売りつけ行為です。そのときは、冷静な判断力がなく、術中にはまったの「承諾」ですから、このような売りつけ行為から消費者を守る必要があります。特定商取引法では、冷静になって、契約を切ること・クーリング・オフを認めています。8日以内にすれば、いいのです。最近、消費者保護の制度が整備されており、商品の種類も問われないなど、クーリングオフの制度が拡大しました。

また、高齢者・若者も悪徳商法の被害にあいやすいのです。法律も整備されつつありますが、このような被害にあったら、泣き寝入りせずに、ぜひ、消費者相談センターなどにご相談ください。

- 5 金融トラブル・ 気軽なキャッシング、クレジットカード(特に、リボルビング)の利用について。キャッシュカードとどう違う？

カタカナ名なので、なんとなく、カードで現金を単に引き出すだけのように感じますが、一言でいえば、「借金」です。これが重なれば、そのうちに、借金

の返済，収入の補填（自転車操業，雪だるま）で破綻へにつながります。

最後，ヤミ金・トイチ業者から借りると，大変なことに。

貸金業法の改正で，利息制限法にあわせた利息引き下げや，借金額総量規制（収入の3分の1まで）のほか，刑事罰が重くなりましたし，借り手の生命保険契約（自殺で保険金）は禁止となりました。最高裁の判例も，ヤミ金の場合には，不法行為であると，断じました。とはいえ，収入に見合わない借金は，破滅です。

緊急資金はある程度手元に。緊急の公的融資の制度も知っておきましょう。

6 父の会社の借金の取立がついに母のところや子どもの自分のところにも。家族の問題だから，代わって支払う義務があるのか？

家族といえども，法律上は，別人です。代わって支払う責任・義務はありません。このような請求をするのは，悪徳業者です。毅然と対応しましょう。

では，連帯保証人のときは？残念ながら，債務者と同じ責任を負います。その結果，ついに父母は離婚。母は借金と関係なくなるか？残念ながら，保証契約は，貸し主と結ぶもの。債務者との関係ではありません。弁護士などに交渉してもらい，いくらかの支払をして保証人を抜けられたらいいのですが。

そんなとき，目に付いた，「債務一本化」との看板。そこに行ってみると，弁護士事務所とあるが，実際は，弁護士はいなかった。

これは，非弁護士が提携した弁護士の名前で弁護士業務をしているということで，弁護士法違反の業者です。そもそも，一本化といっても，高金利の一本化は，違法です。ちっともお得ではありません。弁護士会に紹介してもらった正規の資格の弁護士によって，利息制限法に引き直した金利によって，対応しましょう。ひょっとしたら，払いすぎた利息が戻ってくるかも。

そのほか，まだまだ振り込め詐欺が横行しています。還付金がありますよ，と電話連絡をして，銀行の窓口まで誘導し，カードで知らないまま振り込まされてしまっている被害が最近続発しています。お役所の連絡方法は，文書です。電話・それも携帯電話での連絡はあやしいと考えて間違いありません。変な電話・脅かすような電話がかかってきたら，一呼吸おいて，かけ直しますから，と言っていったん切りましょう。相手の言う番号が090なら，放置が一番です。

もう1つ。いろいろな投資話があるかもしれませんが，「うまい話はあなたにこない。」と肝に銘じて。相手の人が親切かどうかで決めないようにしてくださいね。